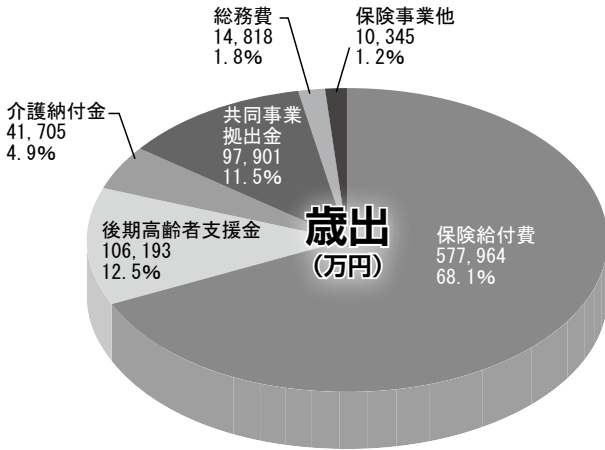
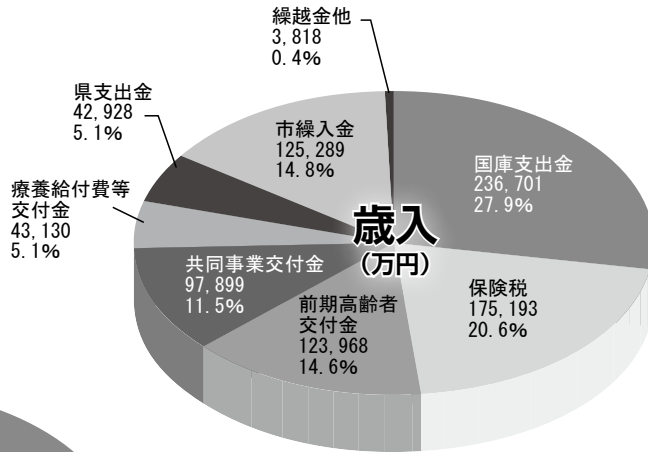


平成22年度 国保当初予算額

84億8,926万円

(前年度比8.8%増)



わたしたちの国保

国民健康保険ガイド

保険税は

重要な財源です

平成22年度の当初予算状況を見ると、歳入に占める保険税の割合は、国庫支出金に次いで多く、両方を合わせて約5割を占めており、保険税がいかに重要な財源であるかが分かります。

反面、歳出の大部分を占めている保険給付費（主に一般国保の医療費）は増加しています。この要因としては、高齢化の進行、生活習慣病の増加、医療技術の高度化などが考えられます。

保険医療費の増加で、国保財政はますます厳しい状況にあります。この状況に対応するためには、保険税の確保と医療費の節約が大切であり、双方とも、加入者のみなさんのご理解とご協力が必要不可欠です。



国保マスコット 健康まもるくん

「みんな健康」で

「国保も健全」

医療機関などの窓口で保険証を提示して医療を受けたとき、支払う金額は実際にかかった医療費の1/3割です。残りの金額については、約半分は国・県で負担（退職国保は除く）され、残りの半分はみなさんが納めた保険税でまかっています。つまり、医療費が増加すると国保の負担が増えるため、保険税が値上げされることにもなります。

自分自身のため、そして健全な財政の運営を図るためにも、日頃から健康管理への意識を高めましょう。

市では、国保加入者を対象に次の事業を行っています。

人間ドック助成

対象 次の要件を全て満たす人（世帯）

- ① 1年以上継続して国保に加入していること
- ② 35歳以上の人
- ③ 保険税を完納していること

助成額

2万円

※人間ドック受検料が2万円以下の場合、助成額は受検料と同額になります。

特定健康診査

この健診は、『内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）』に着目したものです。対象者には通知を発送しています。期間内に、必ず受診してください。

対象

40歳以上の人
※ただし、妊娠中の人、施設入所者、長期入院患者、人間ドック助成を受けた人は除きます。

出産育児一時金支給制度

加入者が出産した時、一児につき39万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合42万円）を支給しています。

※他の健康保険に1年以上加入の被保険者が退職後6か月以内に出産し、その健康保険から支給される場合は、国保からは支給されません。

国保加入世帯 13,232世帯
被保険者数 24,542人
(平成22年9月1日現在)
お問い合わせ先 保険課
☎251116

葬祭費支給制度

加入者が死亡した時、葬祭を行う人に5万円を支給します。



上手にお医者さんにかかりましょう

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許期間の過ぎた新薬（先発医薬品）と同じ効果、効能のある処方薬で、新薬よりも低価格です。開発コストがかからない分安く提供ができ、みなさんの医療費の節約にもつながります。医師や薬剤師に自分の意志を伝え、薬の説明を十分聞いたうえで上手に利用しましょう。

休日や夜間の受診を減らしましょう

休日や夜間の受診は割増料金がかかり医療費の増加につながります。また、軽症の人の救急医療受診への対応で、

緊急性の高い重症患者への治療に支障をきたしています。必要な人が安心して医療を受けられるようにするために、

早目の受診を心がけたり、お子さんの場合には、小児救急電話相談（#8000）をまず利用するなど、休日、夜間の受診を減らしましょう。

かかりつけ医をもちましょう

自分や家族の病歴や体質、健康状態などを把握してくれる「かかりつけ医」がいると安心です。自宅近くの医師にかかりつけ医になってもいい、気になる症状があったら、まずは、かかりつけ医に相談するようにしましょう。



高額医療・高額介護合算療養費制度について

世帯内で同一の医療保険加入者について、毎年8月から1年間にかけた医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が著しく高額になった場合、負担を軽減するために自己負担限度額を超えた分（高額療養費）が軽減されます。

お残る自己負担額）が、申請により後日支給されます。

本庄市国民健康保険加入者及び後期高齢者医療保険加入者（それぞれ平成22年7月31日現在の加入資格者）で、該当する場合には、平成22年12月頃に平成21年度分（平成21年8月診療分）平成22年7月診療分）の申請書を郵送する予定となっております。

ただし、次の人は年度の途中で異動があったため、申請書を郵送できませんので保険課にご相談ください。

- 平成21年8月～平成22年7月までの間に
- ・市町村を超えて転居した場合
- ・他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に移行した場合
- ・国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した場合

非自発的失業者の国民健康保険料が軽減されます

倒産・解雇などにより離職した人（特定受給資格者）や雇止めなどにより離職した人（特定理由離職者）は申告をすることにより国民健康保険料が軽減されます。

保険証が変わった時には届出を

職場の健康保険に加入した場合、自動的に国保の資格は喪失とならないため、国保脱退の届出が必要になります。

脱退の届出をせずに国保の保険証を使って医療機関等を受診すると、後日国保が負担した医療費を返還していただくこととなります。また、国民健康保険税と職場の健康保険料との二重払いが生じてしまいます。手続きは郵送でもできますので、できるだけ早く届出をお願いします。

〈手続き方法〉窓口の場合

国保と社会保険それぞれの保険証を持参し保険課窓口へ郵送の場合

社会保険証のコピーと国民健康保険証を同封し、コピーの余白に「平日窓口に行けないため郵送手続きを依頼したい」旨と昼間の連絡先、住所、氏名を記入し、押印したものを保険課あてに送付してください。

★保険課 ☎ 1116



届きましたか？

保険証が更新されました

10月1日からお使いいただく新しい保険証（青色）を9月下旬に「簡易書留郵便」で送付しました。簡易書留郵便の受け取りには受領印が必要です。また、不在時には「郵便物お預かりのお知らせ」が投かんされますので、指示に従って受け取ってください。郵便局の保管期間内に受け取れなかった場合、10月中旬頃に、市から受領案内の通知を差し上げますのでご確認ください。

なお、保険証（裏面）の様式が変更され、臓器提供の意思表示ができるようになりました。今年度は「臓器提供意思表示シール」と「個人情報保護シール」を同封しましたので、保険証の裏面に貼付してご利用ください。

※国民健康保険税を滞納している一部の世帯には、納税相談の後にお渡ししますので、郵送はしていません。